

USPTO の ASAP! Program: 日本特許庁および国内知財実務への影響に関する戦略的分析

Gemini

エグゼクティブサマリー

米国特許商標庁（USPTO）が新たに導入した「人工知能検索自動化パイロットプログラム（ASAP! Program）」は、単なる審査効率化ツールにとどまらず、日本の出願人、特許実務家、そして特許庁（JPO）自身に対して、構造的かつ戦略的な影響を及ぼす重要な転換点である。本報告書は、ASAP! Program のメカニズムを詳細に分析し、それが日本の知的財産エコシステムに与える直接的・間接的な影響を多角的に考察するものである。

分析の結果、ASAP! Program は、日本の出願人にとって、審査期間の短縮やコスト削減の可能性という機会を提供する一方で、深刻な課題を突きつける二面性を持つことが明らかになった。特に、USPTO 独自の「情報開示義務（IDS）」と AI が生成した先行技術リスト（ASRN）が交差する点において、新たなコンプライアンスリスクと戦略的ジレンマが生じる。ASRN で提示された文献を IDS で提出する義務が事実上発生し、これが手続き的負担とコスト増につながる可能性がある。

間接的な影響として、ASAP! Program は、JPO の AI 導入戦略に対する強力な外部圧力として機能する可能性が高い。これまで審査官支援に注力してきた JPO に対し、日本の産業界から USPTO と同様の出願人向け AI サービスの提供を求める声が高まることが予想され、JPO の AI 開発ロードマップの加速・転換を促す触媒となり得る。

本報告書は、これらの分析に基づき、日本の企業知財部門、特許事務所、そして JPO が取るべき戦略的対応を提言する。企業は画一的な方針を避け、出願案件ごとに ASAP! Program への参加を判断するためのフレームワークを構築すべきである。特許事務所は、この新制度に対応するための新たなアドバイザリーサービスを開発し、専門性を高める必要がある。JPO は、本パイロットプログラムの動向を注視し、日本のユーザーからのフィードバックを収集するとともに、IP5（日米欧中韓五大特許庁）の枠組みで AI 生成報告書の国際的な取り扱いに関する議

論を主導することが求められる。ASAP! Program は、AI と人間が協働する特許審査という不可逆的な未来への序章であり、日本の知財コミュニティ全体が、この変化に適応するための戦略的準備を急ぐ必要がある。

I. 審査の新時代：USPTO の ASAP! Program の解体

本セクションでは、USPTO の ASAP! Program を基礎から専門的に解体し、その戦略的設計と意図を分析する。

1.1. プログラムの構造：請願から AI 支援検索結果通知（ASRN）まで

ASAP! Program (Artificial Intelligence Search Automated Pilot! Program) は、審査の品質、応答時間、効率を劇的に改善するという USPTO のコミットメントを推進するために開始された¹。本プログラムへの参加は任意であり、出願と同時に特定の請願書 (Form PTO/SB/470) と請願手数料を提出する必要がある。手数料は、通常、小規模、マイクロ事業体で階層化されている¹。

プログラムの対象は、新規の非継続・非仮の実用特許出願に限定されており、国内段階移行出願、継続出願、分割出願は明示的に除外されている²。これは、USPTO のシステムに新たに入ってくる「新規」の発明をターゲットにしていることを示している。

請願が許可されると、USPTO は「AI 支援検索結果通知 (AI-Assisted Search Results Notice: ASRN)」を生成する。この通知には、AI ツールによって最も関連性が高いと判断された先行技術文献の「トップ 10 リスト」が記載される¹。決定的に重要なのは、ASRN が米国特許法第 132 条に基づく正式なオフィスアクションとは見なされず、出願人はこれに正式に応答する義務がない点である³。しかし、この通知は審査官にも提供され、審査官自身の調査のための「強固な基盤」を形成することになる²。

1.2. 根底にあるエンジン：AI 技術、データソース、検索方法論

USPTO は、明細書、クレーム、要約を含む出願テキストを分析する内部 AI システムを利用す

る¹。重要な入力情報の一つは、共同特許分類（CPC）システムに基づく出願の分類であり、これが検索の初期コンテキストを提供する¹。

この AI は、米国特許、米国公開公報（PG-Pubs）、外国文献画像・テキスト（FIT）データベースなど、広範なデータベースを横断して検索を実行する。これにより、通常の出願人が初期段階で行う調査よりも包括的な国際調査が可能となる⁴。AI モデルは、公開されている特許データを用いてトレーニングされており、バイアスを軽減するために出願人や発明者の情報は除外されている。USPTO は、データセキュリティと機密保持のための措置が講じられていると主張している⁴。

1.3. 出願人の岐路：ASRN 受領後の戦略的選択肢

ASRN の明確な目的は、実体審査が開始される前に、出願人が先行技術に対して自身のクレームを評価する早期の機会を提供することである¹。USPTO は、出願人が取り得るいくつかの行動方針を提示している¹：

1. 予備的な補正書（**preliminary amendment**）の提出：ASRN で特定された技術を克服するために、積極的にクレームを補正し、より迅速な特許査定を目指す。
2. 宣誓供述書実務のための証拠の整理：引用された技術の関連性に反論するための証拠を準備する。
3. 審査の延期（**deferral**）の要求：調査結果を検討するために審査を遅らせる。
4. 特段の放棄（**express abandonment**）の請願：ASRN によって致命的な欠陥が明らかになった場合、出願を放棄して特定の手数料の払い戻しを求める。

1.4. 公表された目的と現実：効率、品質、そしてバックログ削減

公表されている主な目標は、特許品質の向上（「**born strong**」）と効率化である¹。しかし、その根底にある大きな推進力は、USPTO が抱える深刻な特許出願バックログの削減である⁵。主要な先行技術の発見を前倒しにすることで、審査経過を短縮し、オフィスアクションや継続審査請求（RCE）の回数を減らすという論理である。

このプログラムは、審査前調査報告書に対する出願人の行動に関するデータを収集し、ASRN 生成のスクレーパビリティを評価するための大規模な実験でもある¹。

このプログラムの構造は、単なる検索サービスの提供以上のものである。審査前に出願人に対

して一連の戦略的選択肢を提示するこの仕組みは、その設計自体が、出願人の行動を観察し、影響を与えることを目的としていることを示唆している。出願人が早期に自己評価を行い、クレームを補正または放棄することを奨励することで、USPTO は実質的に初期の特許性分析の負担の一部を出願人に移転している。これにより、弱い出願をフィルタリングし、強い出願を合理化して、審査全体のワークロードを削減することが狙いと考えられる。

また、プログラムの対象を「新規の非継続」出願に限定したことは、戦略的に極めて重要である²。継続出願や分割出願は、既に審査された親出願に基づいており、主要な先行技術は既知であることが多い。国内段階移行出願も、多くの場合 PCT 段階で調査を経ている。対象を真に「新規」の主題に絞ることで、USPTO は先行技術の状況が最も不確定な領域で AI の影響をテストしている。これにより、ASRN が審査経過を最初から形成する上での有効性を評価するための、最もクリーンなデータセットが得られるのである。

II. 日本の対応：JPO の AI 統合への系統的アプローチ

本セクションでは、USPTO の破壊的なパイロットプログラムと、JPO の長期的かつ内部重視の AI 戦略を対比し、両庁の根底にある哲学の違いを明らかにする。

2.1. 10 年にわたる開発：JPO の AI アクションプランの進化を辿る

JPO による AI の本格的な検討は 2016 年に始まり、最初の「アクション・プラン」は 2017 年 4 月に公表された⁶。これは、反応的なパイロットではなく、長期的かつ戦略的なコミットメントを示している。これらのプランは、継続的に改定・更新されており（例：令和 4～8 年度版、最新の令和 7 年度改定版）、反復的で学習ベースのアプローチが取られている⁷。初期の焦点は、先行技術調査、分類、商標図形検索など、様々な領域で内部の「概念実証（PoC）」プロジェクトを通じて、潜在的なユースケースを特定することであった⁶。

2.2. 現在の能力：先行技術調査、分類、画像解析における AI

JPO は、いくつかの審査官支援ツールを開発・導入してきた。

- **先行技術文献のランキング表示**：審査対象案件との類似度に基づいて先行技術文献をスコアリングし、ランキング表示することで、審査官がレビューの優先順位を付けるのを支援する⁹。
- **画像ベースの検索**：画像解析を用いて、特許（特に図面）と意匠の両方に関連する先行技術文献を検索するツール⁶。
- **自動分類付与**：外国語文献を機械翻訳した後、AI が特許分類（FI、F ターム）の付与を支援し、日本人審査官による検索を可能にする⁹。

2.3. 組織構造：AI 審査支援チームと AI アドバイザーの役割

品質と一貫性を確保するため、JPO は 2021 年に専門の「AI 審査支援チーム」を設置した¹²。このチームは、専門知識を集約し、ベストプラクティスを共有し、全技術分野の審査官を支援する中央ハブとして機能する。さらに、専門知識を深めるための重要な動きとして、JPO は 2024 年に学术界から外部の「AI アドバイザー」を任命した¹⁵。これにより、審査官は最先端の知識や技術的サポートにアクセスでき、審査対象となる技術の進歩に遅れを取らない体制を確保している。

2.4. 比較哲学：USPTO の出願人向けパイロットと JPO の審査官中心ツールの対比

JPO の戦略全体は、一貫して「人間の審査官を増強する」ツールを作成することに焦点を当ててきた。AI は提案、ランキング、検索支援を提供するが、その出力は出願人に通知が送られる前に審査官によって媒介される⁶。最新の JPO アクションプラン（令和 7 年度改定版）には、「生成 AI の特許審査業務への適用」という新たな項目が含まれている⁸。これは JPO がより高度な AI へと移行していることを示しているが、その実装は依然として内部プロセスの強化として位置づけられており、2025 年度に技術実証が計画されている⁸。ASRN のような出願人向けの審査前報告書についての言及はない。

JPO の AI 戦略は、根本的にリスク回避的で漸進的な「増強」であり、内部の一貫性と審査官の能力向上を最優先している。これは、外部のステークホルダーの行動変容を目的とした USPTO の破壊的で実験的な「関与」戦略とは著しい対照をなしている。JPO の長年にわたるアクションプラン、PoC、内部ツール開発の歴史は、内部から慎重に構築するアプローチを示している⁶。AI チームや外部アドバイザーのような内部支援構造の創設は、自庁職員の能力向

上に焦点を当てていることを裏付けている¹³。AI の出力は審査官が利用するためのものであり、未濾過のまま直接出願人に伝達されるものではない。対照的に、USPTO の ASAP! は AI の出力を直接出願人に外部化し、審査プロセスに新たな破壊的ステップを作り出す。ここには二つの異なる哲学が現れている。JPO はより優れた審査官を育成しようとし、USPTO はより効率的な出願人を育成しようとしているのである。

また、JPO による AI アドバイザー制度の設立は、「ブラックボックス」問題に対処し、審査官が使用する AI ツールに対する知的権威を維持するための積極的な措置である。AI 審査における主要なリスクの一つは、審査官が AI が特定の結果を生成した理由を完全には理解できないことである¹⁷。これは過度の依存と人間の分析能力の低下につながりかねない。審査官にトップレベルの学術専門家への直接アクセスを提供することで¹⁵、JPO は人間と AI の協働における人間側に投資している。これにより、審査官は AI の提案を批判的に問い、理解することができ、審査プロセスの法的・知的完全性を維持することが可能となる。これは、ASAP!パイロットの公表資料では直接的にはあまり触れられていない懸念点である。

表 1 : USPTO と JPO の AI 審査イニシアチブの比較分析

特徴	USPTO ASAP! Program	JPO AI アクションプラン・イニシアチブ
主要ユーザー	出願人 / 特許代理人	内部の特許審査官
主要なアウトプット	AI 支援検索結果通知 (ASRN) - 外部報告書	ランク付けされた先行技術リスト、分類提案 - 内部ツール
中核的目的	審査前調査が出願人の行動に与える影響の評価、バックログ削減	審査官の効率と調査品質の向上、一貫性の確保
実装方法	新規出願を対象とした、期間限定の任意参加型パイロ	標準的な審査ワークフローへの長期的・反復的な統合

	ットプログラム	
ヒューマンインターフェース	AI の出力が出願人に直接提供され、戦略的意思決定の対象となる	AI の出力は審査官によって媒介・検証された上で公式なアクションとなる
戦略的哲学	破壊的エンゲージメント：AI を用いて外部ステークホルダーの行動を変える	漸進的オーグメンテーション：AI を用いて内部の専門家を強化する
関連資料	1	6

III. 直接的影響分析：日本の出願人として **ASAP!** Program を乗り切る

本セクションは、本報告書の実践的な中核であり、米国の特許出願を行う日本の事業体が直面する、即時的かつ具体的な影響を分析する。

3.1. 情報開示陳述書（IDS）の難問：誠実義務の新たな側面

米国の誠実かつ公正な対応の義務（**37 CFR 1.56**）は、出願人に対し、特許性にとって重要であると知っているすべての情報を開示することを要求する¹⁸。ASRNは、USPTO 自身の AI ツールによって潜在的に関連性があると特定された最大 10 件の先行技術文献を出願人に提示する¹。

これは重大な戦略的ジレンマを生む。ある米国の実務家が指摘したように、「USPTO 自身の AI ツールが関連性がある可能性がある」と特定したことを考慮すると、出願人はそれらを IDS で USPTO に引用し直さないわけにはいかないだろうか？」³。ASRN の文献を無視することは、開示義務違反と見なされる可能性のある高リスクな戦略である。その結果、ASAP!への参加は、ほぼ確実に ASRN の文献をリストアップした IDS の提出を必要とし、出願人の手続き的負

担とコストを増大させることになる³。

この問題は、2025 年 1 月に施行された USPTO の新たな IDS サイズ手数料によってさらに深刻化する。ASRN から 10 件の文献を提出することで、出願が容易に上位の手数料段階に押し上げられ、「役立つ」通知が直接的なコスト増に変わる可能性がある³。この構造は、ASRN が誠実義務を「武器化」する効果を持つことを示唆している。IDS は、出願人が発見した技術の事後的な開示から、USPTO 自身の AI による調査結果に対する、手続き上強制される積極的な応答へと変容する。開示義務は出願人の「知っていること」を前提とするが¹⁹、ASRN は 10 件の特定の文献について出願人を公式に「了知」させる。しかも、その通知元は第三者ではなく審査当局自身である。USPTO の AI が重要と判断したこれらの文献を「重要でない」と主張することは、法的に危険である。したがって、ASRN は、ASAP!参加者にとって、その内容を IDS で提出することを事実上義務付けるものであり、プロセスに新たな、回避不能なステップとコストを追加することになる³。

3.2. コスト便益分析：請願手数料と潜在的な審査費用削減の比較

- **直接コスト**：請願手数料（例：通常事業体で\$450）²に加え、IDS 手数料が増加する可能性²⁰。
- **潜在的な削減効果**：
 - 初期の先行技術調査にかかる代理人時間の削減。AI ツールは調査コストを劇的に削減できる²¹。
 - ASRN に基づく予備補正が最初のオフィスアクションでの許可につながった場合の審査費用の削減。これにより、複数のオフィスアクションや RCE を回避できる²。
 - ASRN で特定された外国先行技術の翻訳コストの削減。AI が初期の低コスト翻訳を提供できるため²³。
 - 早期の放棄により、調査・審査手数料の払い戻しが可能となり、見込みのない出願にかかる多大なコストを節約できる¹。

3.3. 戦略の再調整：出願、補正、RCE 戦略の適応

このプログラムは、従来の米国での審査タイムラインを根本的に変える。最初の実体審査に関するオフィスアクション（FAOM）を待つ代わりに、重要な戦略的判断の瞬間が ASRN の受領時点に前倒しされる。米国の代理人に審査を委ねることが多い日本の出願人は、ASRN を分析し、行動方針を決定するために、より早期に、より深く関与する必要がある。

予備補正を提出する決定はより複雑になる。審査を加速させる可能性がある一方で、人間の審査官からの完全な、理由付けされた拒絶理由を受け取る前にクレームを補正することを意味し、必要以上にクレーム範囲を譲歩してしまう可能性がある。

さらに、ASAP!プログラムは、参加する出願人と参加しない出願人との間に潜在的な情報の非対称性を生み出す。これは、審査終了後も長期にわたり、訴訟やライセンス交渉に影響を与える可能性がある。ASAP!プログラムを経た特許は、その審査履歴において、AI が生成したトップ先行技術リストに対して「事前審査」されたことが示される。競合他社や潜在的なライセンシーは、この特許に参加しなかった特許よりも強力で、より徹底的に審査されたものと見なすかもしれない。逆に、参加した結果、クレームを大幅に減縮せざるを得なかった場合、この早期の譲歩が将来の有効性への異議申し立てで不利に働く可能性もある。したがって、参加するか否かの決定は、即時の審査経過を超えた長期的な戦略的意味合いを持ち、結果として得られる特許の認識される強さや価値に影響を及ぼすのである。

3.4. グローバルドシエへの影響：ファミリー出願における ASRN 開示の管理

ASRN で引用された技術は、米国の IDS で開示されると、グローバルドシエなどのシステムを通じてアクセス可能な公開された包袋の一部となる。これは、他の法域における開示義務の問題を提起する。JPO には USPTO のような正式な IDS 要件はないが、審査官は対応する米国事件で引用された技術を考慮することができるし、実際にそうしている。欧州特許庁（EPO）には独自の調査・開示要件があり、ASRN は管理し、場合によっては提出しなければならない先行技術の新たな層を追加することになり、IP5 全体でのファミリー出願戦略に影響を与える²⁴。

表 2：日本の出願人が ASAP! Program 参加を検討するための意思決定マトリックス

出願シナリオ	ASAP!参加の利点	ASAP!参加の欠点	主要リスク	戦略的推奨
--------	------------	------------	-------	-------

期限切迫での出願（例：グレースピリオド満了間近）で内部調査の時間がない	USPTO から迅速かつ低コストの初期調査を得られる ² 。致命的な欠陥の早期警告により、コストを節約して放棄できる ¹ 。	ASRN が困難な技術を明らかにし、時間的プレッシャーの下で複雑な決定を迫られる可能性がある。	ASRN の取り扱いを誤った場合の不正行為（Inequitable Conduct）。	参加を推奨：迅速な公式調査の利点はリスクを上回る。ASRN の迅速な分析と予備補正の可能性に備えたリソースを準備すべき。
技術的に混雑した分野で、既に広範な内部調査を実施済み	内部調査で見逃した技術を発見する可能性がある。「クリーン」な ASRN は特許性への自信を高める。	ASRN が既知の技術を引用する可能性が高い。重複情報に対する請願手数料と IDS コストが発生 ³ 。	最小限の新規情報のために不必要なコストと手続きの遅延が発生する。	不参加を推奨：限界的な利益は低い可能性が高い。包括的な内部調査に依拠し、標準的な IDS を通じて開示する。
新分野での画期的な発明。既知の先行技術が限定的	USPTO の広範で分野横断的な AI 調査が、予期せぬ分野で類似技術を発見する可能性がある ⁵ 。	AI が新規の専門用語や概念に苦慮し、無関係な ASRN 結果（「ハルシネーション」リスク）につながる可能性がある ⁵ 。	処理し、場合によっては開示しなければならない無関係な技術のリストを受け取り、審査履歴に「ノイズ」を生じさせる。	参加を検討（慎重に）：非自明な技術に対する「安全確認」として有用。ASRN の関連性を批判的に評価し、必要であれば非類似技術に対して反論する準備をすべき。
予算に制約の	完全な外部調査よりも初期	請願手数料と潜在的な IDS	特許性がない	参加を推奨（小規模/マイ

ある出願人 (例：大学、 中小企業)	費用が低い。 FAOM での許可につながれば、より迅速で安価な審査の可能性がある ²² 。	手数料は、かなりの初期費用となる ²⁰ 。 否定的な ASRN は、費用を投じた後での放棄を強いる可能性がある。	とすぐに判明した出願に、返金されない 請願手数料を投じてしまう。	クロ事業体手数料が適用される場合）： 早期かつ費用対効果の高い解決の可能性はリスクを正当化する。放棄時の手数料払い戻し ¹ が重要な緩和策となる。
--------------------------	---	--	-------------------------------------	---

IV. 構造的影響：日本の IP エコシステムへの波及効果

本セクションでは、分析をマクロレベルに引き上げ、USPTO のパイロットプログラムが日本の機関や実務に及ぼす二次的、三次的な影響を探る。

4.1. 変化の触媒か？：JPO の生成 AI 導入が加速する可能性

日本の大企業（JPO システムの主要ユーザー）が ASAP!プログラムに価値を見出した場合、彼らが JPO に対しても同様の出願人向けサービスの提供を求める圧力をかけることは避けられない。ASAP!プログラムは、大規模で公開されたベンチマークとして機能する。JPO の系統的で内部向けの進捗は、今後、USPTO の具体的で出願人中心の提供物と比較されることになる。これは、JPO が生成 AI の「技術実証」⁸ から実際のパイロットプログラムへと移行するタイムラインを加速させる可能性がある。JPO の最近の生成 AI への注力⁸ やその応用に関する研究²⁶ は、このトレンドを認識していることを示しているが、ASAP!は、より迅速に動くための政治的かつユーザー主導の推進力を提供するかもしれない。

この意味で、ASAP!プログラムは JPO の内部 AI 開発ロードマップに対する「外部からの圧力ベクトル」として機能し、純粋に審査官中心のモデルから、出願人向けのツールを含むハイブリッドモデルへの転換を促す可能性がある。JPO の主要なステークホルダーである日本企業は、USPTO の主要な出願人でもある。これらの企業が ASAP!から利益（例えば、審査の迅速

化)を享受すれば、国内でも同様のサービスに対する需要が生まれるだろう。このユーザー需要は、JPO が外部向けの AI イニシアチブを加速させるための強力な政治的・予算的論拠となる。したがって、USPTO のパイロットは単なる米国内の問題ではなく、JPO のアクションプラン⁸に概説されている戦略的優先順位を再形成する可能性のある国際的な触媒なのである。

4.2. IP5 の力学：AI 審査方針の調和を促進するか、乖離を浮き彫りにするか

IP5 庁 (USPTO, JPO, EPO, CNIPA, KIPO) は、可能な限り実務を協力し調和させるという使命を負っている²⁴。「IP5 NET/AI タスクフォース」は、方針を調整するために存在する²⁵。

ASAPI は、手続き上の大きな乖離をもたらす。他の庁は ASRN をどのように扱うのか？それは正式な調査報告書と見なされるのか？開示要件の引き金となるのか？

このパイロットは、IP5 に対し、AI が生成した調査報告書の役割と法的地位に関する困難な問題に直面することを強いる可能性があり、新たな調和作業の流れを生むか、あるいは逆に、各庁が独自の AI 戦略を追求する中で、断片化の時代へと導く可能性がある³¹。ASAPI は、国際的な特許フレームワーク内での AI 生成証拠の法的・手続き的地位に関する最初の主要なテストケースとなる。これは、他の IP5 庁が対応を迫られる事実上の基準を設定する可能性を秘めている。IP5 の枠組みは調和を目指しているが²⁴、ASRN は他の法域に明確な同等物がない新規の手続き文書である。EPO や JPO などの審査官は、対応する米国事件の審査履歴で ASRN 関連の開示を目にすることになる。彼らは、この情報をどのように扱うかについての方針を策定しなければならないだろう。それを無視するのか、それとも重みを与えるのか。USPTO は先に行動することで、他の庁に自らの立場を明確にすることを強いており、それによって国際的な対話を推進し、AI 生成報告書が世界的にどのように扱われるかの前例を設定する可能性がある。

4.3. 国内実務の再構築：日本の弁理士と企業内知財担当者の役割の進化

日本の弁理士は、新たな助言スキルを開発する必要がある。彼らの役割は、単に出願を処理することから、ASAPI のようなプログラムに参加するかどうかについて戦略的な助言を行うアドバイザーへとシフトするだろう。彼らは、ASRN を迅速に分析し、予備補正を提出するか、審査官の意見を待つかという複雑なトレードオフについてクライアントに助言することに長ける必要がある。これは、AI は「補助的ツール」であり、最終的な判断と責任は人間の実務家にある。

ることを強調する日本弁理士会（JPAA）のガイドラインと一致する³²。ASAP!は、この抽象的な原則を具体的で、リスクの高い現実のものとする。

企業の知財部門は、ASAP!の決定を全体的な出願戦略と予算計画に統合し、請願手数料と潜在的な IDS コストを考慮に入れる必要がある⁷。

4.4. 先行技術調査の未来：企業の AI ツールと特許庁システムの統合

多くの企業は、先行技術調査やランドスケープ分析のために、既に高度な第三者の AI ツールを使用している⁷。ASAP!は新たな問いを提起する：企業は ASRN を「予測」するために内部の AI ツールを使用すべきか？これは、出願前の分析における新たな軍拡競争につながる可能性がある。長期的なビジョンは、企業の AI 調査報告書が特許庁にシームレスに提出され、庁の AI がそれを検証または補足することで、より協力的で効率的な審査プロセスが生まれるエコシステムかもしれない。

V. リスク、ガバナンス、そして人的要素

本セクションでは、特許審査のような準司法的プロセスにおける AI の使用を取り巻く、重大な課題と倫理的考察に対処する。

5.1. AI 特有のリスクの軽減：ハルシネーション、データ機密性、アルゴリズムバイアス

- **ハルシネーション**：生成 AI は、存在しない先行技術文献を捏造することがある。実務家は、ASRN のすべての文献を細心の注意を払って検証しなければならない⁵。存在しない文献を含む IDS を提出することは、深刻な職務遂行上の違反となるだろう。
- **データ機密性**：USPTO は内部ツールが安全であると主張しているが⁴、出願準備や応答書作成における AI の広範な使用はリスクを伴う。公開されている AI ツールを使用すると、機密の発明詳細が意図せず開示され、新規性が失われる可能性がある⁵。
- **アルゴリズムバイアス**：AI のトレーニングデータにはバイアスが含まれている可能性があり、特定の種類の先行技術や技術分野を過度に、あるいは過小に強調する可能性がある。

これには、ASRN の結果に対する批判的な人間による評価が必要である¹⁷。

これらのリスクは、ASAP!プログラムが特許実務家にとって新たな種類の職業上の賠償責任リスクを生み出すことを意味する。このリスクは、政府機関から提供された AI 生成情報の検証と取り扱いを中心とする。実務家には合理的な調査の義務がある⁴⁰。ASRN には AI が生成した情報が含まれ、AI はハルシネーションを起こすことが知られている³⁹。したがって、実務家は ASRN を盲目的に信頼することはできず、引用された各文献を独立して検証しなければならない。もし ASRN からの捏造された文献に基づいて IDS を提出したり、あるいは誤って重要でないと判断した「本物」の ASRN 文献を開示しなかったりした場合、職務上の不正行為の申し立てに直面する可能性がある。このリスクが新しいのは、潜在的に欠陥のある情報が USPTO 自身から発信されているためであり、複雑な倫理的・法的状況を生み出している。

5.2. 不可欠な審査官：人的監督と最終的な法的権威の確保

USPTO と JPO のフレームワーク、そして実務家向けガイドラインは共に、AI は人間の審査官を「代替」するものではなく、「支援」するツールであることを明確にしている¹⁷。特許性の最終的な法的判断は、AI の提案をレビューし、独自の調査を行い、法的基準を適用する人間の審査官に委ねられている。特許庁にとっての重要な課題は、審査官が AI ツールに過度に依存することなく、自身の調査・分析スキルを維持することを保証することである。JPO の AI アドバイザープログラムは、この問題に対処する一つのモデルである¹⁵。

5.3. 職業倫理との整合：JPAA および USPTO の AI 利用ガイドラインの遵守

USPTO は AI の使用に関するガイダンスを発行し、実務家に対し、誠実義務と合理的な調査の義務を再確認させている¹⁸。独立した検証なしに単に AI の出力に依存することは、これらの義務の違反となる。JPAA も独自の「AI 利活用ガイドライン」を有しており、クライアントの同意、機密保持、そして弁理士の最終的な成果物に対する責任を強調している³²。ASAP!プログラムは、これらのガイドラインをストレステストにかけるものであり、実務家は特許庁自身からの公式な通知に対してこれらの原則を適用することを要求される。

VI. 戦略的提言と将来展望

本最終セクションでは、報告書の分析を統合し、日本の IP エコシステムの主要なステークホルダーに対する、明確で将来を見据えた提言を行う。

6.1. 企業知財部門向け：ASAP!参加を評価し、米国出願プロトコルを調整するためのフレームワーク

- **提言：**「常時参加」または「絶対不参加」という画一的な方針を採用しないこと。代わりに、表 2 の「意思決定マトリックス」に基づいた判断フレームワークを開発する。各新規発明を技術分野、予算、先行技術調査の状況に基づいて分類し、ケースバイケースで決定を下す。
- **提言：**ASAP!の請願手数料と、新たな手数料体系下での IDS 提出コスト増加の可能性を考慮して、米国出願予算を見直す。
- **提言：**米国の外部法律事務所との協力プロトコルを強化し、ASRN を受領した場合に迅速かつ堅牢な分析プロセスが実施できる体制を確保する。

6.2. 日本の特許事務所向け：AI 拡張時代に向けた新たなアドバイザーサービスと研修の開発

- **提言：**新たな専門アドバイザーサービス「ASAP!戦略コンサルティング」を開発する。このサービスは、クライアントが参加決定をナビゲートし、ASRN への対応戦略を策定するのを支援する。
- **提言：**ASAP!プログラムのメカニズム、関連する IDS リスク、AI 生成の法的資料を取り扱うための倫理ガイドライン（JPAA および USPTO）に関する必須の内部研修を実施する。
- **提言：**主要な商用 AI 調査ツールへの投資とスタッフ研修を行い、ASRN の結果を独立して検証し、その正確性と関連性についてクライアントに助言できるようにする。

6.3. 日本特許庁向け：政策的考察と USPTO パイロットからの教訓

- **提言：**ASAP!パイロットの結果を綿密に監視し、特に審査期間短縮、出願人の行動、AIの精度に関する報告された問題に関するデータに注意を払う。
- **提言：**日本の企業ユーザー（例：日本知的財産協会（JIPA）を通じて）との公式な対話を開始し、ASAP!プログラムに関する彼らの経験と意見を収集する。このフィードバックを、JPO 自身の出願人向けツールのロードマップに反映させる。
- **提言：**IP5 NET/AI タスクフォースと積極的に関与し、将来の手続き上の断片化を防ぐため、AI 生成調査報告書の法的地位と庁間での取り扱いに関する調和の取れたアプローチについての議論を開始する。

6.4. 結論的分析：AI と人間の協働による特許審査への不可逆的な軌道

ASAP!プログラムは、その最終的な成否にかかわらず、特許審査の中核に AI を統合する上での重要なマイルストーンである。これは、AI がバックグラウンドツールから、出願人と特許庁との対話における積極的な参加者へと移行することを示唆している。

特許審査の未来は、AI が人間を置き換えるものではなく、深く統合された協働的なワークフローである。すべてのステークホルダー（特許庁、出願人、実務家）にとっての重要な課題は、この新しい現実を効果的に管理するために必要なプロセス、スキル、倫理的枠組みを構築し、テクノロジーがグローバルな特許システムの完全性と有効性を損なうのではなく、強化することを保証することである。

引用文献

1. USPTO launches new AI Pilot for pre-examination utility application search, 10 月 10, 2025 にアクセス、<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-launches-new-ai-pilot-pre-examination-utility-application-search>
2. USPTO Launches New Pilot Program for AI Automated Searching- Troutman Pepper Locke, 10 月 10, 2025 にアクセス、<https://www.troutman.com/insights/uspto-launches-new-pilot-program-for-ai-automated-searching/>
3. USPTO Will Launch Pilot to Evaluate Results of New AI Search Tool for Patent Applications, 10 月 10, 2025 にアクセス、<https://ipwatchdog.com/2025/10/07/uspto-launch-pilot-evaluate-results-new-ai-search-tool-patent/id=192991/>
4. Automated Search Pilot Program - Federal Register, 10 月 10, 2025 にアクセス、<https://www.federalregister.gov/documents/2025/10/08/2025-19493/automated-search-pilot-program>
5. USPTO が特許審査における AI 技術活用を加速：弁護士が知るべき実務への影響,

- 10 月 10, 2025 にアクセス、<https://openlegalcommunity.com/uspto-ai-patent-examination-impact-lawyers/>
6. 特許庁における AI 技術を活用した 業務支援ツール導入に向けた取組について, 10 月 10, 2025 にアクセス、
https://japio.or.jp/00yearbook/files/2019book/19_a_02.pdf
 7. 最近 1 年の日本における生成 AI 活用による 特許分析の最新動向 (2024~2025 年) , 10 月 10, 2025 にアクセス、
<https://yorozuipsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/301d22e1ae054b03a65d.pdf>
 8. 特許庁における人工知能 (AI) 技術の活用に向けたアクション・プランの令和 7 年度改定版について, 10 月 10, 2025 にアクセス、
https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_action_plan-fy2025.html
 9. 特許庁における人工知能 (AI) 技術の活用に向けたアクション・プラン (令和 4 ~8 年度版) , 10 月 10, 2025 にアクセス、
<https://yorozuipsc.com/blog/ai48>
 10. 日本特許庁 (JPO) における生成 AI 活用状況 : 米国特 許庁 2025 年戦略転換の影響を含む徹底分析, 10 月 10, 2025 にアクセス、
<https://yorozuipsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/9155ac62cb079a191b46.pdf>
 11. 特許庁における AI 技術の活用可能性検証, 10 月 10, 2025 にアクセス、
http://www.jpaa.or.jp/kaiin/kikansi/honbun/2020_12_1685.pdf
 12. AI 関連発明の効率的かつ高品質な審査を実現するため、AI 審査支援チームの体制を強化します, 10 月 10, 2025 にアクセス、
<https://www.meti.go.jp/press/2023/09/20230921001/20230921001.html>
 13. AI 関連発明に関する審査環境の整備について | 経済産業省 特許庁, 10 月 10, 2025 にアクセス、
https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai_shutsugan_seibi.html
 14. 【日本】JPO、「AI アドバイザー」新設-2024 年 4 月 1 日より | 弁理士法人 三枝国際特許事務所[大阪・東京] SAEGUSA & Partners [Osaka,Tokyo,Japan], 10 月 10, 2025 にアクセス、
<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/14975/>
 15. AI 関連技術の専門的知見に基づき特許審査官をサポートする外部有識者として、「AI アドバイザー」を新設します - 経済産業省, 10 月 10, 2025 にアクセス、
<https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240328001/20240328001.html>
 16. AI 技術の進展をふまえた 特許審査に関する取組の最新状況, 10 月 10, 2025 にアクセス、
<https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4478>
 17. AIPatent Searching and the Importance of Keeping a Human-in-the-Loop | MaxVal, 10 月 10, 2025 にアクセス、
<https://www.maxval.com/blog/ai-patent-searching-and-the-importance-of-keeping-a-human-in-the-loop/>
 18. USPTO、庁への手続における AI の使用に関するガイダンスを公表, 10 月 10, 2025 にアクセス、
https://www.jetro.go.jp/ext_images/lpnews/us/2024/20240419.pdf
 19. 米国特許審査ベストプラクティス - IP Business Solutions LLC, 10 月 10, 2025 にアクセス、
<https://www.ipbizsolutions.com/post/%E7%B1%B3%E5%9B%BD%E7%89%B9%E8%A8%B1%E5%AF%A9%E6%9F%BB%E3%83%99%E3%82%B9%E3%83%88%E3%8>

[3%97%E3%83%A9%E3%82%AF%E3%83%86%E3%82%A3%E3%82%B9](#)

20. USPTO Issues New IDS Fees and Assertion Requirements - Michael Best & Friedrich LLP, 10 月 10, 2025 にアクセス、
<https://www.michaelbest.com/Newsroom/359619/USPTO-Issues-New-IDS-Fees-and-Assertion-Requirements>
21. AI で特許調査のコストを 1000 分の 1 に | 活用戦略を詳しく解説 - オウンドメディア, 10 月 10, 2025 にアクセス、<https://media.emuniinc.jp/2025/01/10/ai-patent-search/>
22. 特許調査の費用軽減 | 生成 AI がもたらす効率化と省コスト化 - オウンドメディア, 10 月 10, 2025 にアクセス、<https://media.emuniinc.jp/2025/01/10/ai-patent-search-cost/>
23. 弁理士の特許申請を効率化！ AI 活用で調査・明細書・翻訳が変わる - AI 経営総合研究所, 10 月 10, 2025 にアクセス、<https://ai-keieishift-ai.co.jp/benrishi-tokkyo-ai-kouritsuka/>
24. 別添 1 IP5 協力概要 【発足】 IP5 は、韓国をはじめ米、日、中、欧州の世界 5 大特許庁が, 10 月 10, 2025 にアクセス、
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/ipnews/2019/b0842e669fc32e4c/119618153539.pdf
25. 五庁(IP5)長官・ユーザ会議への参加| 国際活動 - 日本知的財産協会, 10 月 10, 2025 にアクセス、https://www.jjpa.or.jp/katsudou/kokusai_katsudou/210622_ip5.html
26. Patent Landscape Report: Generative Artificial Intelligence. - WIPO, 10 月 10, 2025 にアクセス、https://www.wipo.int/web-publications/patent-landscape-report-generative-artificial-intelligence-genai/assets/62504/Generative%20AI%20-%20PLR%20EN_WEB2.pdf
27. Patent Examination Case Examples pertinent to AI-related technologies, 10 月 10, 2025 にアクセス、
https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guide_line/patent/ai_jirei_e.html
28. Novelty Evaluation Based on the Correspondence between Patent Claim and Prior Art, 10 月 10, 2025 にアクセス、<https://arxiv.org/html/2502.06316v1>
29. Recent Trends in AI-related Inventions | Japan Patent Office, 10 月 10, 2025 にアクセス、
https://www.jpo.go.jp/e/system/patent/gaiyo/ai/ai_shutsugan_chosa.html
30. AI 関連発明の審査に関する最新状況 - 日本特許情報機構 (Japio) , 10 月 10, 2025 にアクセス、https://japio.or.jp/00yearbook/files/2022book/22_a_03.pdf
31. AI 関連発明に関する日米欧中韓の審査実務の比較表 | IP レポート | 特許, 10 月 10, 2025 にアクセス、https://aigipat.com/patent/report/detail/525_4.html
32. 日本弁理士会「弁理士業務 AI 利活用ガイドライン」, 10 月 10, 2025 にアクセス、
<https://yoroziupsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/7030df962e39962ed243.pdf>
33. 日本弁理士会「弁理士業務 AI 利活用ガイドライン」の調査, 10 月 10, 2025 にアクセス、
<https://yoroziupsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/fce0a656f65a0771dffe.pdf>

34. 弁理士業務の未来：AI時代における5年後の展望と変革, 10月10, 2025 にアクセス、
<https://yorozuipsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/3b1ba5b63f060bf72e42.pdf>
35. Vol.174 記事詳細 | 「知財管理」誌 | 機関誌・資料 - 一般社団法人 日本知的財産協会, 10月10, 2025 にアクセス、
https://www.jpipa.or.jp/kikansi/chizaikanri/syoroku/74/7_828.html
36. AI と知財革命 新時代の戦略的価値創造論 - エネがえる, 10月10, 2025 にアクセス、
<https://www.enegaeru.com/ai-intellectualproperty>
37. うさぎでもわかる知的財産権 —AI エージェント時代に賢く制度を活用しよう— - Zenn, 10月10, 2025 にアクセス、
https://zenn.dev/taku_sid/articles/20250416_ip_rights
38. 知財 DX2023 知財業界における AI 活用 の行方 ～開発・普及の現状と課題 - 特許・情報フェア, 10月10, 2025 にアクセス、
https://pifc.jp/2023/wp-content/uploads/2023/09/pifc_forum1_005.pdf
39. USPTO Guidance on Use of AI-Based Tools - MBHB, 10月10, 2025 にアクセス、
<https://www.mbhb.com/intelligence/snippets/uspto-guidance-on-use-of-ai-based-tools/>
40. USPTO Issues Guidance on Using Artificial Intelligence Tools - WilmerHale, 10月10, 2025 にアクセス、
<https://www.wilmerhale.com/en/insights/client-alerts/20240419-uspto-issues-guidance-on-using-artificial-intelligence-tools>